

# **富士見市協働事業提案制度の 改 正 に 向 け た 提 言 書**

**令和3年3月29日**

**富士見市市民参加及び協働推進委員会**

# 目 次

■ 制度改正に向けた提言へ至った経緯	1
■ 富士見市協働事業提案制度の改正案について	2
1. 制度の基本的な考え方	2
2. 募集する提案の事業区分	2
自由提案型協働事業・テーマ設定型協働事業	
3. 提案者の要件	3
4. 協働事業の要件	4
5. 提案の流れ	5
6. 採択後の流れ	6
7. 補助金	8
アイデア提案	
8. 提案者の要件	9
9. 提案の要件	9
10. 登録までの流れ	10
11. 提出書類の簡素化	11
12. 審査・評価のポイント	12
13. 制度の周知	14
■ 附属資料	15
1. 富士見市協働事業提案制度実施要綱	15
2. 富士見市協働事業提案制度に関するアンケート実施概要	18
3. 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例	19
4. 富士見市市民参加及び協働推進委員会委員名簿	20
5. 富士見市市民参加及び協働推進委員会における協議内容	21

## ■制度改正に向けた提言へ至った経緯

富士見市では、平成 16 年に施行された富士見市自治基本条例に基づき、市民参加・協働のまちづくりを推進してきました。

富士見市協働事業提案制度は、本委員会の前身である富士見市市民参加及び協働推進市民懇談会が、地域における公共的な課題の解決と市民満足度の向上のため、平成 25 年に導入を提言したのを契機に、平成 27 年度にスタートしました。この制度をとおして、様々な市民活動団体と市が協働で事業に取り組むことができ、多くの公共的な課題が解決され、市民サービスの向上につながってきました。しかしながら、年々採択事業数が減少傾向にあり、平成 27 年度から 29 年度では、採択された協働事業は 10 事業でアイデア提案は 5 事業が登録されました。平成 30 年度から令和 2 年度では、採択された協働事業は 3 事業でアイデア提案は 1 事業の登録に留まっています。

本委員会としては、優れた実績が出ているこの制度を多くの市民活動団体に利用してもらいたいと考えています。これまでの実績や制度を利用した団体等のアンケートなどを基に議論し、単年度補助による事業の継続性の難しさや書類を含めた手続きの煩雑さ、補助金の柔軟性など、多くの課題を抽出し、それを解決するための改善策をまとめました。

この提言により、利用しやすい制度となることで多くの協働事業が実施され、市民参加・協働のまちづくりが進むことを期待します。

# ■富士見市協働事業提案制度の改正案について

## 1 制度の基本的な考え方

見直し協議にあたって、委員会としての共通認識とするため、本制度の創設時からの基本的な考え方について確認した。

富士見市自治基本条例は、市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民参加を進め、市民と市が互いの信頼関係のもと、協働によるまちづくりを行うことを目的としている。

協働事業提案制度では、条例の考え方に基づき、市民と市が提案・計画段階から協議を行い、適切な役割分担のもと、公共的課題の効果的な解決を図る事業を対象とする。

## 2 募集する提案の事業区分

これまでの実績を考慮し、次の事業区分については改正の必要性はないが、より市民に分かりやすい区分とするため、名称を一部変更する。

### ①自由提案型協働事業（現行：市民提案型協働事業）

提案者が、市と協働により市内で実施する、公益的な事業を自由に企画・提案する。

### ②テーマ設定型協働事業（現行：行政提案型協働事業）

市が提示するテーマ、事業等について、具体的な内容を企画・提案する。

### ③アイデア提案

市民提案型協働事業へ転換することを前提として、事業のアイデアを提案する。

## 自由提案型協働事業・テーマ設定型協働事業

### 3 提案者の要件

本制度は、富士見市自治基本条例に基づいているため、提案者には市内在住、在勤、在学等の要件を必要としている。しかし、近年、「関係人口」と呼ばれる、継続的かつ多様な関わりをもつ地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されており、変化を生み出す人材として地域に入り始めている所もでできている。特に、大学生や青年会議所等の若者が、本制度を活用して事業に取り組むことを通じて、地域づくりに継続的に関わるきっかけとなり、富士見市の将来の担い手の育成やまちづくりへの参加を推進することにつながることが期待できる。

富士見市自治基本条例に基づく制度であることから、基本的な要件については変更の必要はないが、若者へのこの制度の活用を促進するために次の要件の追加が必要と考える。

＜基本的な提案者の要件＞（次の①～③の要件を全て満たすもの）

- ① 法人または3人以上で組織している団体で、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学している個人であること。
- ② 市内に事務所もしくは事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること。
- ③ 協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること。

ただし、法人または3人以上で組織している団体で、構成員の半数以上が40歳未満の者である場合は、①及び②に関わらず、提案ができるものとする。

## 4 協働事業の要件

単年度補助による次年度以降の事業継続の不安や、完了後の事業評価が反映されていないなど、事業の継続性の課題について改善するため、対象事業の要件に「2年度継続して実施することが可能な事業であること」を加える。継続年数については、P D C A サイクルにより事業を改善していくために必要な期間を考慮し2年度とした。

また、この制度完了後における資金面を考慮し、市以外の国や県、民間企業、クラウドファンディング等による幅広い資金調達を可能とするよう、対象外事業の要件を緩和する。

### ①対象事業（次の①～⑤の要件をすべて満たす事業）

- ①市内で実施される公共的または公益的な事業であって、地域の課題を解決できるものであること。
- ②市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果を期待することができるこ。
- ③市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待するこができるこ。
- ④提案した団体などが実施することが可能な事業であること。
- ⑤2年度継続して実施することが可能な事業であること。

### ②対象外事業（次の①～⑥のいずれかに該当する事業）

- ①政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業
- ②特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業
- ③施設などの建設、または整備を目的とする事業
- ④既存の制度で対応できる事業
- ⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業
- ⑥国、地方公共団体、その他の公共団体から助成を受けている事業  
富士見市から助成を受けている事業

## 5 提案の流れ

	時期	内 容
事 前 相 談	<u>6月～7月</u>	提案者と協働推進課で、協働事業提案制度での申請につながるよう調整
担 当 部 署 と の 協 議 申 請 書 の 作 成	<u>8月～10月</u>	担当部署と提案者で協議しながら、申請書・事業計画書・収支予算書等を作成
書 類 審 査	10月	協働推進課が実施
プ レ ゼン テ ー シ ョ ン	11月	推進委員会・庁内委員会委員による選考結果を市長へ報告
採 択 決 定	<u>12月</u>	市長による採択決定 <u>採択決定後は、準備行為可</u>

### ①事前相談の制度化

協働事業の要件である「地域の課題を解決できるもの」を満たすことが難しいとの声や、申請書の作成前から相談があれば担当部署からの提案もできたとの声もあった。このような課題を解決するため、事前相談を制度として位置づけ、協働推進課において協働事業提案制度の申請につながる支援や、担当部署との協議を円滑に進めるための助言などの調整を行う場を設ける。

### ②担当部署との協議、申請書の作成について

申請書については、協議を行ながら提案者と担当部署と一緒に作成する流れに変更することにより、提案・計画段階から協働で取り組むことができる。

### ③採択決定の前倒し

現状では当初予算議決を経た3月の採択決定後から、採択協働事業としての参加者募集やイベントPRを開始する流れとなっているため、年度当初に実施する事業や事前準備が必要な事業にとって厳しいとの意見が出ている。この点については改善が必要であると考え、採択決定を12月に早め、提案年度から採択協働事業としての活動を可能とするよう変更する。

## 6 採択後の流れ

年度	月	現行	改正(案)
提案年度	1月		協定の締結 補助金の交付申請
	2月		
	3月		補助金の実績報告
1年度目	4月	協定の締結 補助金の交付申請	協定の締結 ※未締結の場合 補助金の交付申請
	5月 ～ 2月	中間報告(必要に応じて)	中間報告(必要に応じて)
	3月	補助金の実績報告 ■事業の完了報告	補助金の実績報告 ■完了後の事業展開協議書の提出
	4月		補助金の交付申請
2年度目	5月	■事業報告会	■完了後の事業展開に関するヒアリング
	6月	■採択者、担当部署へ評価を報告 ■市ホームページで概要・評価を公表	■各委員会で完了後の事業展開及び事業の改善点等に対する意見を提出 ■完了後の事業継続の可否決定(市長)
	7月 ～ 3月		補助金の実績報告 ■事業の完了報告
	4月 ～ 6月		■各委員会で事業の評価に対する意見を提出 ■採択者、担当部署へ評価を報告 ■市ホームページで概要・評価を公表
3年度目			■評価に関するもの

■評価に関するもの

## <変更のポイント>

### ①提案年度からの補助

採択決定を早め、提案年度から周知や募集等の準備が可能になるが、補助についても対象となる制度に改善する。

### ②完了後の事業展開協議書について

採択協働事業が完了した後の継続について、現状では担当部署の判断だけで行っており、推進委員会等の意見や助言を反映する制度が整っていなかった。今後は、完了後の事業展開について、採択者と担当部署が協議した結果を提出してもらい、ヒアリング等を踏まえ推進委員会等の事業継続に関する意見を市長へ提言し、市長が事業継続について最終決定する仕組みを構築する。

### ③評価方法の変更

現行制度では、事業完了の翌年度に事業報告会を開催しているが、事業完了から事業報告会までの期間が長く、正確な報告ができない事例や、制度における事後評価が反映されていないとの声もあがつた。また、採択者と担当部署の両者から事業報告会への参加が負担になっているとの意見もあがつている。2年度継続事業とすることもあり、事業に専念してもらうためにも書類作成や会議等への出席による負担ができるだけ減らす必要がある。

そこで、1年度目の事業については、完了後の事業展開についてヒアリング等を行う際に、事業に対する意見や助言も同時に行い、2年度目に反映できるスケジュールとする。

なお、年度の途中で終了し、同年度内に準備に入る事業については、2年度目の事業に反映できるよう完了後の事業展開に関するヒアリングを含めた評価を前倒しして行う。

また、2年度目の事業の完了報告に対する評価は、その評価を事業に反映できるように、隨時書面だけで行い、採択者と担当部署へ報告する。

## 7 補助金

---

「2 年度継続して実施することが可能な事業であること」を対象要件に追加することや、提案年度の支出についても補助の対象とするという 2 点をこれまで提言してきた。

また、協議の中で、補助金の上限額よりも、交付時期などの柔軟な対応についての検討が議論の中心となった。それらを踏まえ、補助金については次のとおり改善する。

### ①補助期間

事業の 2 年度継続や提案年度における補助も可能するため、補助期間については、提案年度を含め 3 年度を限度とし、年度ごとに市の予算の範囲内で交付する方式に変更する。

### ②予算

現状は、採択決定事業の補助金分を次年度予算で確保（1 事業につき 20 万円）していくが、制度全体の予算をあらかじめ確保して運用するように変更する。

### ③交付方法

補助金の柔軟な活用を可能とするため、次の仕組みを整える。

- ・ 1 事業に対する補助金は、1 回限り、40 万円を上限とする
- ・ 1 会計年度の上限は 30 万円、提案年度の上限は 5 万円とする
- ・ 限度額内であれば、1 会計年度内で追加交付をできるものとする

#### ＜補助金交付の例＞

提案年度	実施 1 年度目	実施 2 年度目	合計
0 円	20 万円	20 万円	40 万円
0 円	10 万円	30 万円	40 万円
5 万円	30 万円	5 万円	40 万円
5 万円	20 万円 + 追加 5 万円	10 万円	40 万円

### ④補助対象経費

採択者の人件費を支出できるよう対象経費の拡大に関し意見があったが、市の補助金執行手続ガイドラインでは難しく、ガイドラインに沿う必要があると判断したため変更しない。

## アイデア提案

### 8 提案者の要件

アイデア提案とは、公共的課題の効果的な解決を図る事業を自由に発想・提案してもらい、自由提案型協働事業での事業化のタネを登録するものであるため、市内在住・在勤・在学者に限らず、「関係人口」とも呼ばれる富士見市に興味のある方からも提案できるよう、現行の市内在住・在勤・在学等の要件は廃止する。

### 9 提案の要件

現行制度では、自由提案型協働事業やテーマ設定型協働事業と同様に、対象事業の要件を満たす必要がある。しかし、登録が減少している現状や、自由提案型協働事業のタネを自由に提案してもらうものであるため、「市民満足度が高まる」や「協働の役割分担が明確」などの富士見市協働事業提案制度実施要綱第4条第1項に規定された対象事業の要件は廃止し、提案しやすいものとする。

ただし、自由提案型協働事業による提案の対象外となる事業についての要件は残すべきであり、次の対象外の要件については一部整理して残す。

<対象外要件>（次の①～⑥のいずれかに該当する事業）

①政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業

②特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業

③施設などの建設、または整備を目的とする事業

④既存の制度で対応できる事業

富士見市協働事業提案制度で採択された協働事業と同一内容の事業

⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業

⑥国、地方公共団体、その他の公共団体から助成を受けている事業

市外で実施される事業

## 10 登録までの流れ

	現行		改正(案)	
	時期	必要書類等	時期	必要書類等
申請書受領 (来課・郵送)	隨時	・アイデア提案登録申込書 ・アイデア提案書	隨時	・アイデア提案登録申込書 ・アイデア提案書
書類審査	隨時	協働推進課で実施	隨時	協働推進課で実施
登録決定	隨時	府内委員会で協議・決定	隨時	協働推進課で決定
登録	<u>10月</u> <u>4月</u>	<u>登録期間</u> <u>原則：1年</u> <u>最長：3年</u>	<u>隨時</u>	<u>登録期間</u> <u>登録年度を含め3年度</u> <u>(この範囲内で期間を定めることも可能)</u> <u>※最終年度に更新の意思確認</u>

現行制度では、府内委員会で対象事業の要件等を審査していたが、要件の緩和に伴い、対象外要件に該当するかについて審査するだけになるため、協働推進課で書類審査から登録決定までを行うこととする。

また、登録については、登録決定がすぐに可能となるため、隨時行うこととする。

登録期間の制限は不要であるという意見がある一方で、社会情勢に合わせて実施時期が限定されるものもあるという意見もあるため、提案者が登録期間を定めることができ、かつ、更新制を導入する。

## **11 提出書類の簡素化**

---

現行の制度では、富士見市協働事業提案制度実施要綱及び富士見市採択協働事業補助金交付要綱で、提出書類がそれぞれ規定されているため、類似した書類を提出する必要がある。提案者等からその作業負担について課題に挙げられているため、主に次のような簡素化を図ることとする。

- ・ 提案時の申請書や事業企画書及び収支予算書を、事業提案のプレゼンテーションや採択決定後の補助金交付申請にも兼ねられるようにするなど、可能な限り作成する書類を削減する。
- ・ 補助金実績報告書の添付書類である「補助対象事業を実施した成果が分かるもの」は補助金執行の精査に必要ないなど、制度の改正に合わせて書類をすべて見直し、提出が不要な書類を削減する。

## 12 審査・評価のポイント

### ①自由提案型協働事業・テーマ設定型働く事業の提案審査（現行に同じ）

事業の必要性	公共的な課題の解決や地域の活性化などについて、現状を把握し、市民に必要とされている事業であるか。
公益性及び市民サービスの向上	不特定多数の市民の利益と、市民サービスの向上につながる事業であるか。
具体性継続発展性	事業計画が実行可能な方法、スケジュールに基づいて作成された事業であるか。その事業に継続性があり、自主的な活動による発展性があるか。
適正な予算	事業内容に照らして、適正な予算の積算がされているか。
協働の必要性	事業目的達成のための、提案者と市の協働の必要性が明確になっているか。
役割分担	提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を活かしているか。
協働の効果	提案者と市が協働で取り組むことにより、質の高い市民サービスを提供することができ、他の地域や他者へ成果の広がりが期待できるか。
事業実施能力	提案者には、事業実施のために必要な体制などがあり、市と効率よく連携を図ることができると認められるか。事業の実施に対する熱意があると認められるか。

### ②自由提案型協働事業・テーマ設定型働く事業の完了後の事業継続の可否審査（案）

事業の効果	申請時の事業の目的に沿っているか
継続発展性	今後の協働についての考え方があつまつておらず、事業の発展性も見込まれないか
事業継続能力	事業実施のために必要な体制が確保されているかや、資金面でも無理がないか、適正な予算執行が今後も見込まれるかなど、継続できる事業執行体制となっているか

③自由提案型協働事業・テーマ設定型働事業の事後評価（案）

協働事業としての効果	協働事業を実施したことでの具体的な市民サービスが向上する等、適切な協働事業として評価できるものか。
今後の事業への意見	今後の事業を展開していくにあたって、期待すべき点や改善案などはあるか。

## **13 制度の周知**

---

これまで、次のとおり制度について周知を行っているが、採択事業が減少している現状である。「これまでの採択協働事業があげた効果が十分に P R できていない」や、「制度を利用して事業を行いたい感度の高い方へ情報が届いてないのではないか」など様々な意見が挙げられ、今後考えられる周知方法としていくつか提案されたので、検討をお願いしたい。

### **①これまでの周知実績**

- ①市広報、市ホームページ、S NSによる周知**
- ②市内公共施設での募集要領の設置、ポスター掲示**
- ③近隣の大学（6校）や富士見高等学校での募集要領等の設置、ポスター掲示**
- ④市内公共施設利用団体へのチラシ配布（588部）**
- ⑤富士見市社会福祉協議会ボランティアセンター登録グループへのチラシ配布（150部）**
- ⑥市内掲示板へのポスター掲示**
- ⑦町会への周知**
- ⑧市内NPO交流会での周知**

### **②今後考えられる周知方法**

- ①実施事業の成果等を市民にP Rする**
  - ・ 募集周知広報に実施事業の成果等を掲載
  - ・ これまでの採択者の協力を得て制度のP Rをしてもらう
  - ・ 公共施設での採択協働事業紹介展示
- ②アイデア提案の情報提供**
  - ・ 登録されているアイデアを募集要領へ掲載
- ③市民活動実践者の発掘や担い手登録制度の新設**
- ④情報提供する団体の検討（富士見市商工会青年部等）**
- ⑤市内各駅へのポスター掲示**

## ■附属資料

### 1 富士見市協働事業提案制度実施要綱

平成27年5月29日  
告示第233号

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共的課題の効果的な解決を図るために市と市民とが協働で行う事業（以下「協働事業」という。）の提案及び実施について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民提案型協働事業 市民が自ら企画する協働事業をいう。
- (2) 行政提案型協働事業 市があらかじめ提示するテーマ、事業等の概要に対し、市民が具体的な内容を提案する協働事業をいう。
- (3) アイデア提案 市民提案型協働事業の提案を行うことを前提として登録するアイデアの提案をいう。

#### (提案者の要件)

第3条 協働事業を提案することができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人であること又は3人以上で組織している団体で、かつ、その構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は在学している個人であること。
- (2) 市内に事務所若しくは事業所を有し、主たる活動場所を市内に置いていること。
- (3) 協働事業を主体的かつ的確に遂行することができる体制であること。

2 アイデア提案をすることができる者は、市民（富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第2条第1号の市民をいう。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、協働事業の提案及びアイデア提案をすることができない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者となろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者
- (4) 富士見市暴力団排除条例（平成25年条例第36号）第2条第1号及び第2号のいずれかに該当する者又はその者と密接な関係を有すると認められる者
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある者
- (6) その他市長が適当でないと認める者

#### (協働事業の要件)

第4条 協働事業として提案できる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施される公共的又は公益的な事業であって、地域課題の解決を図ることができるものであること。
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果を期待することができる。

(3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果を期待することができる。

(4) 協働事業を提案する者（以下「事業提案者」という。）が当該事業の実施を担うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、協働事業の対象としない。

(1) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業又は営利を主な目的とする事業

(2) 特定の個人又は法人その他の団体のみが利益を受ける事業

(3) 施設等の建設又は整備を目的とする事業

(4) 既存の制度において対応することができる事業

(5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業

(6) 国、地方公共団体その他の公共団体から助成を受けている事業

（協働事業等の募集）

第5条 市長は、協働事業及びアイデア提案の募集に当たっては、あらかじめその募集要領又は概要を公表するものとする。

（協働事業等の提案）

第6条 事業提案者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 市民提案型協働事業又は行政提案型協働事業 次に掲げる書類

ア 富士見市協働事業提案制度申請書（様式第1号）

イ 富士見市提案型協働事業企画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 富士見市提案型協働事業提案者自己紹介シート（様式第4号）

オ その他市長が必要と認める書類

(2) アイデア提案 次に掲げる書類

ア 富士見市協働事業提案制度アイデア提案登録申込書（様式第5号）

イ 富士見市協働事業提案制度アイデア提案書（様式第6号）

（審査等）

第7条 市長は、前条第1号の規定による申請書の提出を受けた場合は、協働事業に適するかどうかの審査を行うものとする。

2 事業提案者は、審査過程において提案内容に関する担当部署（以下「担当部署」という。）との協議により提案内容を修正する場合には、修正した書類を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による審査が終了したときは、事業提案者及び担当部署によるプレゼンテーションを実施した上で、協働事業の選考を行うものとする。

4 市長は、前項の選考に当たっては、富士見市市民参加及び協働推進委員会条例（平成25年条例第20号）に規定する推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（アイデア提案の登録等）

第8条 市長は、第6条第2号の規定による申込書の提出を受けた場合は、当該申込書の内容を精査した上で、アイデア提案を登録し、その概要を公表するものとする。

2 市長は、アイデア提案の成案化及び事業化の支援に努めるものとする。

（協働事業の決定等）

第9条 市長は、推進委員会の意見に基づき、協働事業の採択又は不採択を決定し、その旨

を富士見市協働事業提案制度採択・不採択決定通知書（様式第7号）により事業提案者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により採択された協働事業（以下「採択協働事業」という。）について、その概要を公表するものとする。

（協定の締結）

第10条 前条第2項の採択協働事業の提案者（以下「採択者」という。）及び市長は、当該事業の実施に当たっての基本事項、役割分担等を明示した協定書を締結するものとする。  
（市の補助）

第11条 市は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、採択協働事業の実施に要する経費の全部又は一部を補助することができる。

（協働事業の変更等）

第12条 採択者は、採択協働事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするときには、富士見市協働事業提案制度変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 採択者は、採択協働事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（中間報告）

第13条 市長は、必要に応じ、採択協働事業の進捗状況を記載した富士見市協働事業提案制度中間報告書（様式第9号）の提出を採択者に求めることができる。

（完了報告）

第14条 採択者は、採択協働事業が完了したときは、当該事業完了後30日以内又は当該事業を実施した会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、富士見市協働事業提案制度完了報告書（様式第10号）に収支決算書（様式第11号）を添えて市長に提出するものとする。

（事後評価等）

第15条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合は、評価を行わなければならぬ。

2 市長は、前項の評価に当たっては、推進委員会に意見を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により評価を行った採択協働事業について、その概要及び成果等を公表するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

## **2 富士見市協働事業提案制度に関するアンケート実施概要**

改正の方向性の検討にあたっては、これまでに事業を実施された市民活動団体等に対してアンケートを実施し、制度の課題点を洗い出した。

**①対象となる団体**

- ・平成 28 年度～令和元年度に事業を実施された 12 団体
- ・市の担当部署 8 団体

**②実施期間**

令和 2 年 1 月 31 日～令和 2 年 2 月 14 日

**③実施方法**

アンケート回答用紙を送付し、郵送及びメールで提出。

**④回答率**

100%

### **3 富士見市市民参加及び協働推進委員会条例**

---

平成25年6月27日

条例第20号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第16条第2項の規定に基づき、富士見市市民参加及び協働推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、市長の求めに応じ、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に関する事項について調査及び検討を行い、市長に提言する。

#### (組織)

第3条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び市民活動に関する団体が推薦する者のうちから市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (関係者の出席)

第7条 推進委員会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、自治振興部において処理する。

#### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 4 富士見市市民参加及び協働推進委員会委員名簿

(任期：令和元年7月1日から令和3年6月30日)

役職	委員氏名	所属団体分野等
委員長	松島 義昭	地域コミュニティ関係団体
副委員長	朝賀 康義	市民公募
委員	長ヶ原 美博	男女共同参画関係団体
委員	高野 路子	青少年・子ども健全育成関係団体
委員	鈴山 美佐江	生涯学習関係団体
委員	東海林 尚文	市民ボランティア関係団体
委員	鈴山 将史	市民ボランティア関係団体
委員	桑原 真紗	産業関係団体
委員	小森 和雄	市民公募
委員	平木 佳代	市民公募

## **5 富士見市市民参加及び協働推進委員会における協議内容**

開催日	内容
令和元年11月20日（水）	(1) 見直しのスケジュールの説明 (2) 現状で把握している課題の説明 (3) 制度に関するアンケート実施（案）の説明
令和2年1月22日（水）	(1) 制度の流れ及び提出書類等の説明 (2) 制度に関するアンケートの実施内容の決定 (3) 課題発見のための協議
令和2年7月16日（木）	(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止により会議開催を延期したため、現状で把握している課題の再確認
令和2年8月17日（月）	(1) 制度に関するアンケート結果の確認 (2) 課題の整理 (3) 改善策の検討
令和2年10月7日（水）	(1) 課題の整理 (2) 改善策の検討
令和2年11月4日（水）	(1) 制度改正案の検討
令和3年1月29日（金） ～2月15日（月） ※書面による意見聴取	(1) 制度改正案の検討
令和3年3月9日（火）	(1) 制度改正案の最終確認